

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の
一部改正について

(諮問第3093号)

<目 次>

1	諮問書	1
2	改正概要	3
3	新旧対照表	7



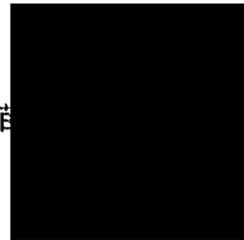
諮問第3093号

平成29年6月23日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 山本 早苗



諮 問 書

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成29年法律第27号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、関係省令の一部を改正することとしたい。については、改正法附則第2条第2項の規定及び改正法による改正後の電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第169条第4号の規定に基づき諮問する。

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の 一部改正について

3

平成29年6月23日
総務省総合通信基盤局

諮問の概要

本年4月に成立した「電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律」(平成29年法律第27号)の施行に必要な省令等の改正のうち、電気通信事業法における端末機器の技術基準適合認定で使用する測定器その他の設備(以下「測定器等」という。)の較正又は校正(以下「較正等」という。)の期間に関する規定の整備について諮問するものである。

※ 測定器等の「較正」: 国家標準器(情報通信研究機構が所有する周波数標準原器等)が示す値と被較正測定器等が示す値の差を測定し、被較正測定器等が正しい値を示すよう調整すること。「校正」は、調整を含まない。
測定器等は、周辺温度等の環境変化や測定器等自体の経年的な品質変化により、測定値等に誤差が発生する。何もしなければこの誤差は大きくなるため、定期的に較正等を行い、常に正しい値を示すよう精度を維持することが必要となる。

背景と改正の概要

近年、デジタル化や部品性能の向上等によって測定器等は、回路の構造が簡素化され、優れた性能を有するようになってきており、そのような測定器等では、較正等を受けてから1年を超えても精度が維持できるようになってきている。

このような状況を踏まえ、「電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律」において、登録認定機関が使用する測定器等のうち、優れた性能を有する測定器等として総務省令で定めるものは、較正等の期間を、1年を超え3年を超えない範囲内で総務省令で定めることとされたため、省令委任事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うものである。

施行期日

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の施行の日
(公布の日(平成29年5月12日)から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日)

電気通信事業法等の改正

「電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律」(平成29年法律第27号)による改正後の「電気通信事業法」(昭和59年法律第86号) (抜粋)

改正部分(朱書き下線部を追加)

(登録の基準)

第八十七条 総務大臣は、前条第一項の登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 (略)

二 別表第三に掲げる測定器その他の設備であつて、次のいずれかに掲げる較正又は校正(以下この号において「較正等」という。)を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年(技術基準適合認定を行うのに優れた性能を有する測定器その他の設備として総務省令で定める測定器その他の設備に該当するものにあつては、当該測定器その他の設備の区分に応じ、一年を超え三年を超えない範囲内で総務省令で定める期間)以内のものに限る。)を使用して技術基準適合認定を行うものであること。

イ～ハ (略)

三 (略)

2・3 (略)

測定器等の較正等の期間を延長する規定の整備 (端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の改正の概要)

【改正の内容】

- 測定器等メーカーが修理に対応する期間等を踏まえ、較正等の期間の延長は、製造から10年以内の測定器等が較正等を受ける場合とし、製造から10年を超えたものは、経年劣化等を考慮し、較正等の期間を従前のおり1年とする。
- 電気通信事業法別表第三で規定されている測定器等のうち、技術基準適合認定を行うのに優れた性能を有する測定器等の較正等の期間を2年とし、総務省令に定める条件に該当しないものの較正等の期間は、従前のおり1年とする。

登録認定機関が使用する測定器等(電気通信事業法別表第三(第87条関係))

測定器等		較正等の期間
一 電圧電流計	電圧、電流を測定する装置	1年→2年
二 オシロスコープ	電気信号の電圧の時間的変化を画面に表示する装置	1年
三 インピーダンス分析器	回路に交流電流を流した際に生じる交流抵抗等を測定する装置	1年→2年
四 絶縁抵抗計	端末機器の漏電に関する抵抗値を測定する装置	1年→2年
五 光パワーメータ	光の強度を計測する装置	1年
六 レベル計	電気信号と雑音の比を測定する装置	1年
七 スペクトル分析器	出力信号を周波数成分ごとに測定する装置	1年
八 プロトコル分析器	端末機器と電気通信回線設備の間の通信手順を分析する装置	1年
九 発振器	端末機器に入力する信号を発生する装置	1年→2年

- 製造から10年以内
- 被測定信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、測定値をデジタル表示する機能を有するものは、較正等の期間を2年とする

- 製造から10年以内
- 自己較正等機能を有するものは、較正等の期間を2年とする

○ 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）の一部を改正する省令案（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 案		現 行	
<p>（法第八十七条第一項第二号の総務省令で定める事項）</p> <p>第五号の二 法第八十七条第一項第二号の総務省令で定める測定器その他の設備は次の表の上欄に掲げるもの（製造された日から起算して十年以内のものに限る。）とし、同号の総務省令で定める期間は、同表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>		（新設）	
測定器その他の設備	期間		
一 電圧電流計であつて、被測定信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、測定値をデジタル表示する機能をもつもの	二年		
二 インピーダンス分析器であつて、被測定信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、測定値をデジタル表示する機能をもつもの	二年		
三 絶縁抵抗計であつて、被測定信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、測定値をデジタル表示する機能をもつもの	二年		
四 発振器であつて、自己校正等機能をもつもの	二年		

(技術基準適合認定のための審査等)

第八条 (略)

2 登録認定機関は、別表第一号の試験の全部又は一部を他の者に委託する場合は、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、当該受託者と当該試験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決めなければならない。

一 (略)

二 受託者が法別表第三に掲げる測定器等であつて、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年)第五条の二の測定器その他の設備にあつては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。以内のものに限る。)を使用して試験が行われることの確認に関する事項

三〇七 (略)

三〇七 (略)

(帳簿)

第十五条 法第九十六条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇五 (略)

六 技術基準適合認定のための審査を行った際に使用した測定器等

(技術基準適合認定のための審査等)

第八条 (同上)

2 (同上)

一 (同上)

二 受託者が法別表第三に掲げる測定器等であつて、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。)を使用して試験が行われることの確認に関する事項

三〇七 (同上)

三〇七 (同上)

(帳簿)

第十五条 (同上)

一〇五 (同上)

六 技術基準適合認定のための審査を行った際に使用した測定器等

ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日（当該測定器等が第五条の二の測定器その他の設備であつて、当該較正等を行った年月日の翌月の一日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が一年を超えている場合は、その旨を含む。）及び較正等を行った者の氏名又は名称並びに当該較正等の方法が法第八十七条第一項第二号二に該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称

七・八（略）

2・3（略）

（技術基準適合認定のための審査等）

第二十七条（略）

2 承認認定機関は、別表第一号の試験の全部又は一部を他の者に委託する場合は、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、当該受託者と当該試験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決めなければならない。

一（略）

二 受託者が法別表第三に掲げる測定器等であつて、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年（第五条の二の測定器その他の設備にあつては、同条の表の上

ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称並びに当該較正等の方法が法第八十七条第一項第二号二に該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称

七・八（同上）

2・3（同上）

（技術基準適合認定のための審査等）

第二十七条（同上）

2（同上）

一（同上）

二 受託者が法別表第三に掲げる測定器等であつて、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。）を使用して試験が行われることの確認に

欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。)以内のものに限る。)を使用して試験が行われることこの確認に関する事項

三〇七 (略)

三〇七 (略)

(帳簿)

第三十二条 法第四百四条第四項において準用する法第九十六条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇五 (略)

六 技術基準適合認定のための審査を行った際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、校正等を行った年月日(当該測定器等が第五条の二の測定器その他の設備であつて、当該校正等を行った年月日の翌月の一日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が一年を超えている場合は、その旨を含む。)及び校正等を行った者の氏名又は名称並びに当該校正等の方法が法第八十七条第一項第二号ニに該当する場合は、その測定器等を校正した法別表第三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、校正等を行った年月日及び校正等を行った者の氏名又は名称

七〇八 (略)

二〇三 (略)

関する事項

三〇七 (同上)

三〇七 (同上)

(帳簿)

第三十二条 (同上)

一〇五 (同上)

六 技術基準適合認定のための審査を行った際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、校正等を行った年月日及び校正等を行った者の氏名又は名称並びに当該校正等の方法が法第八十七条第一項第二号ニに該当する場合は、その測定器等を校正した法別表第三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、校正等を行った年月日及び校正等を行った者の氏名又は名称

七〇八 (同上)

二〇三 (同上)

(検証等)

第四十一条 (略)

2 製造業者又は輸入業者は、法第六十三条第三項の届出をしようとするときは、同項第一号から第四号までに掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した様式第十二号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 第一項の検証の際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日(当該測定器等が第五條の二の測定器その他の設備であつて、当該較正等を行った年月日の翌月の一日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が一年を超えている場合は、その旨を含む。)及び較正等を行った者の氏名又は名称並びに当該較正等の方法が法第八十七条第一項第二号ニに該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称

3 (略)

別表第六号 修理の確認の手順(第四十五条第二項第五号及び第四項関係)

修理の確認を要する特定端末機器(以下この表において「確認する機器」という。)について、次のとおり試験を行い、技術基準に適合する

(検証等)

第四十一条 (同上)

2 (同上)

一・二 (同上)

三 第一項の検証の際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称並びに当該較正等の方法が法第八十七条第一項第二号ニに該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称

3 (同上)

別表第六号 (同上)

(同上)

ことを検証する。

一 (略)

二 試験は、法別表第三に掲げる測定器等であつて、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年(第五条の二の測定器その他の設備にあつては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。))以内のものに限る。)を使用して行う。

三 確認する機器の試験の全部又は一部を他の者に委託した場合は、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、その受託者と当該試験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決める。

(1) (略)

(2) 法別表第三に掲げる測定器等であつて、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年(第五条の二の測定器その他の設備にあつては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。))以内のものに限る。)を使用して試験が行われること
の確認に関する事項

(3) (略)

四・五 (略)

一 (同上)

二 試験は、法別表第三に掲げる測定器等であつて、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。)を使用して行う。

三 (同上)

(1) (同上)

(2) 法別表第三に掲げる測定器等であつて、法第八十七条第一項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。)を使用して試験が行われること
の確認に関する事項

(3) (同上)

四・五 (同上)

様式第12号 (第41条関係)

様式 (略)

注 1 設計については、特定端末機器の設計に係る事項を記載した書類であって別表第四号において準用する別表第一号に定める事項のうち確認機器の用途、構成、機能及び仕様概要等を記載すること。

2～6 (略)

7 検証の際に使用した測定器等が第5条の2の測定器その他の設備であって、当該測定器等の校正等を行った年月日の翌月の一日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が一年を超えている場合は、その旨を記載すること。また、校正等の方法が法第87条第1項第2号ニに該当する場合は、その測定器等を校正等した法別表第三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、校正等を行った年月日及び校正等を行った者の氏名又は名称を記載すること。

8 (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）の施行の日から施行する。
(経過措置)

2 この省令の施行前に電気通信事業法第八十七条第一項第二号の校正又は校正（以下「校正等」という。）を受けたこの省令による改正後の端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第五条の二の測定器その他の設備については、この省令の施行の日以降最初に校正等を受ける日までは、この省令による改正後の端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式第12号 (第41条関係)

様式 (同左)

注 1 設計については、特定端末機器の設計に係る事項を記載した書類であって別表第四号において準用する別表第一号に定める事項のうち確認機器の用途、構成、機能及び仕様概要等を記載することとする。

2～6 (同左)

7 校正等の方法が法第87条第1項第2号ニに該当する場合は、その測定器等を校正等した法別表第三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、校正等を行った年月日及び校正等を行った者の氏名又は名称を記載すること。

8 (同左)